



令和4年2月28日

羽島市長 松井 聰 様

羽島市旧庁舎あり方検討委員会

委員長 内田 裕市

羽島市旧庁舎のあり方について（答申）

羽島市旧庁舎あり方検討委員会は、令和3年7月12日から5回の会議を重ね、旧庁舎（本庁舎、中庁舎、北庁舎、教育センターの4施設をいう。）の課題・問題点等の整理・協議を重ね、多面的かつ総合的な観点から、貴市にとつて最良となる旧庁舎のあり方について検討しました。その結果、下記のとおり「今後の方向性」について意見をまとめましたので、委員会の総意として答申します。

市におかれましては、本答申を尊重され、旧庁舎の取扱いについて適切な対応を図ることを委員一同切に期待するところです。

記

本庁舎及び教育センターについては、施設として使用・保存せず解体すること、また、中庁舎及び北庁舎については、引き続き庁舎の付属施設として使用することが最良であると結論付けます。なお、旧庁舎のあり方についての留意事項、当委員会の審議結果及び総括は、別紙のとおりです。



【別紙】

1 【旧庁舎のあり方についての留意事項】

旧庁舎4施設は、耐震性や老朽化等、施設の状況が様々であるため、それぞれの施設の特性に応じて対応していく必要があります。また、市内全体の公共施設を把握し、長期的視点に立って総合的かつ計画的な管理を行う羽島市公共施設等総合管理計画との整合性を図っていく必要があります。

今後、羽島市が旧庁舎の対応を具体的に進めていく際には、市の財政状況、市民生活の安全性等を踏まえ適切に対処していただくことを要望します。

2 【羽島市旧庁舎あり方検討委員会の審議結果】

(1) 物理的視点からの検討について

旧庁舎4施設のうち、本庁舎及び教育センターについては、一般公共建築物に求められる必要最小限の耐震基準（IS値）0.6を満たしていません。

特に、本庁舎のIS値の最低値は0.245、望楼の一部は0.23を示しており、建物全体において耐震性能が著しく低く、加えて外壁の剥離や崩落などコンクリートの劣化も著しく、現状での継続的な利用については不適当と考えます。

本庁舎を公共施設として利用するためには、耐震補強、液状化対策のみならず、延命のための補修も施す必要があります。一方、中庁舎及び北庁舎の2施設については、耐震基準を満たしており、引き続き庁舎の付属施設として利用することは可能な状況にあります。

(2) 財政的視点からの検討について

① 市財政への影響について

羽島市においては、向こう5年間の財政収支を試算する中期財政見通しの策定や財政の安定化対策を講じるなど、将来世代への負担を残さない財政運営に取り組んでいます。本庁舎を今後も利用することを仮に想定した場合、建物の外観を損なわない工法として、最も安価な工法（枠付鉄骨ブレース・RC壁増設）による工事約17億円と、免震装置を取り付ける工法（免震レトロフィット）による工事約32億円の2つのケースを抽出し、財政的影響についてシミュレーションを行いました。自主財源及び起債を活用するいずれの場合も工事開始後数年内において財政調整基金が枯渇し、長期にわたる後年度負担が発生することにより、市民サービスの抑制と負担の増大が懸念されることになります。

② 羽島市公共施設等総合管理計画について

この計画においては、将来に必要な施設機能を維持していくためには、今後必要な更新費用の不足が見込まれており、現有の公共建築物の総床面積を23%削減していくことが示されています。

現有施設の必要性を的確に検証し、将来人口の趨勢や行政ニーズに見合った量まで公共建築物の整序を図る必要があります。

(3) 利用目的による検討について

① 耐震性からの検証

旧庁舎4施設については個々の耐震性の観点から、令和3年11月1日をもって、本庁舎及び教育センターを用途廃止とし、行政財産から普通財産に移行されています。北庁舎及び中庁舎については、庁舎としての主たる目的から庁舎の付属施設としての行政財産に用途変更されているところです。

② 新たな有効利用の検討（行政機能保持、継続利用・保存すべき利用を含む）

羽島市の行政規模において市民生活及びまちづくりに必要な公共施設は、現段階では一応充足しておりますが、一部の施設についてはそのあり方が検討されています。

本庁舎及び教育センターについては、現段階において想定される利用目的は無しとされています。耐震基準を満たす北庁舎及び中庁舎に関しては、公共性の高い外郭団体の入居施設としていくこと、福祉、教育など市民サービスの用に供していくことは可能です。

本庁舎について、外部団体から活用に向けた検討期間の延長の要望書が2件提出されています。しかし、具体的な利活用の提案はなされておらず、現時点において、市民、企業等からの財政支援や利用意向に関する提案もありません。

(4) 文化財の検討について

文化財の指定に関しては、利活用を明らかにすることが前提とされております。国の文化財指定を受けるまでには、市又は県の文化財指定がなされていることが必要です。この手続きにも所要の期間を要するとともに、国の文化財指定を受けるには、最短でも7年程度の年数を要するものと推測されます。さらに、文化財指定を受けるにはその目的に沿った耐震補強経費及び維持経費に多額な費用を要するものと思います。

文化財に関しては、歴史上又は芸術上の価値が高いという観点だけではなく、「保存」、「活用」も重要な要素となっております。「保存」の方法は、現物保存やデータ保存などが考えられますし、「活用」となれば、現物保存の上での維持管理まで含めた内容を明確にしなければなりません。利用目的が明らかでない状況で、耐震強度をはじめとした安全性の観点から問題を抱えている建物を長期間放置することは、市民生活の安全上からも極めて不適切な対応であると言えます。

(5) 旧庁舎の解体について

本庁舎及び教育センターを解体するに当たっては、市財政への影響を考慮し、羽島市の財政運営上最も有効な手法を用いる必要があります。そのため、今般、事業期間が令和8年度まで5年間延長された「公共施設等適正管理推進事業債」を活用することで財政負担を軽減、平準化することも一つの方策と考えます。

なお、本庁舎を解体するに当たっては、郷土出身の著名な建築家である坂倉準三氏の功績を称えるとともに、日本建築学会賞を受賞したモダニズム建築である本庁舎のデータを後世に残すため、最新のデジタル技術を活用した記録の保存を推奨します。

3 【総 括】

私たち委員は、令和3年7月から計5回にわたり、羽島市旧庁舎のあり方について、羽島市民のために最善となる方向性を選択するべく、慎重な議論を重ねてまいりました。特に本庁舎については、郷土出身の著名な建築家が設計されたことから、市民にとっても思いの深い建築物であることは理解するところあります。

しかし、現実的な視点に立って考えた場合、耐震性に乏しく、老朽化の進んだ旧庁舎を改修し、将来にわたり維持していく財政負担を羽島市に強いることは、現実的ではありません。今後、羽島市のみならず、我が国全体の人口減少問題や社会経済情勢の変動、さらには自然災害等々の諸問題が地方行政に押し寄せる中で、次世代を担う市民の負担を軽減することを前提とした理念に基づいて、本あり方検討委員会においては、最善の判断をすることを使命と考え、答申書をまとめた次第であります。